

マイクロソフトソフトウェア製品に適用される
ソフトウェアサービスリセラー特約条項 (FJcloud-O)

2022年10月3日

本特約は、契約者が、富士通株式会社（以下「富士通」という）のクラウドサービス「FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud-O」（以下「本サービス」という）を契約者の顧客（以下「顧客」という）に再販売するに際し、本サービスのうち、Microsoft Corporation（又はその関連会社。「マイクロソフト社」）のソフトウェア製品（以下「MS 製品」という）を使用したサービス（以下「MS 製品使用サービス」という）を再販売する場合に適用される。

1. 定義

- (1) 「ソフトウェアサービスリセラー」とは、MS 製品使用サービスをエンドユーザーに直接再販売する法人をいう。
- (2) 「契約者」とは、本サービスの利用を希望する者および本サービスを利用する者をいう。
- (3) 「エンドユーザー」とは、実際に MS 製品使用サービスの提供を受ける契約者の顧客をいう。
- (4) 「エンドユーザー契約」とは、ソフトウェアサービスリセラーがエンドユーザーに対して MS 製品使用サービスを提供する条件を規定した、ソフトウェアサービスリセラーとエンドユーザーとの間で締結される契約をいう。
- (5) 「SPLA」とは、富士通とマイクロソフト社の間で締結されている、MS 製品のライセンスに関する契約である「サービスプロバイダーライセンス契約」をいう。
- (6) 「SPUR」とは、マイクロソフト社が MS 製品の使用权又はサービス条件について定めている「サービスプロバイダー製品使用权説明書」(<https://www.microsoft.com/ja-jp/Licensing/product-licensing/products.aspx#SPUR> 又はその後継サイトに掲載)をいう。
- (7) 「MS 製品使用サービス」とは、以下 URL に掲載されたサービスをいう。
 - ・ OS 提供サービス
<https://doc.cloud.global.fujitsu.com/lib/common/jp/price-list/fjcloud/-o/iaas-os/>
 - ・ ソフトウェア提供サービス
<https://doc.cloud.global.fujitsu.com/lib/common/jp/price-list/fjcloud/-o/iaas-sw/>

2. 契約者がソフトウェアサービスリセラーとなる場合の遵守事項

- (1) 契約者は、MS 製品使用サービスを直接エンドユーザーに再販売するものとし、第三者を通じてエンドユーザーに再販売してはならない。
- (2) 契約者は、富士通がマイクロソフト社の要求に応じて、契約者の名称及び所在地等の情報を開示することを許可する。

(3) 契約者は、全てのエンドユーザーとの間で、最低でも以下のエンドユーザーライセンス特約条項の条件を満たすエンドユーザー契約を締結し、維持する。

・マイクロソフトソフトウェア製品の使用に関するエンドユーザーライセンス特約条項

<https://jp.fujitsu.com/solutions/cloud/fjcloud/-o/document/pdf/microsoft-covenant.pdf>

(4) マイクロソフト社又は富士通が、エンドユーザーが前号のエンドユーザー契約を遵守していないとの合理的疑いをいただいた場合には、契約者は、違反の有無を確認し、是正するためにマイクロソフト社又は富士通に誠実に協力する。

(5) 契約者は、MS 製品使用サービスを本特約で明示的に認められている以外の方法で修正又は使用することはできない。

(6) 契約者は、MS 製品使用サービスにアクセスするエンドユーザーに対し、MS 製品使用サービスがマイクロソフト社からライセンスされたものであり、本特約に定められた条件に従ってのみ使用できることを認識させる。

(7) 契約者は、以下の各号のとおり、契約者が本特約を遵守していることを確認する権利をマイクロソフト社に与える。

①遵守状況の確認権

契約者は、MS 製品使用サービスに関する記録を作成し保管するとともに、マイクロソフト社が要求した場合、マイクロソフト社の費用負担により、マイクロソフト社が MS 製品使用サービスのライセンス条件の遵守状況を確認することを受忍する。

②確認プロセスと制限

前号の確認は、以下の条件のもとで行われるものとする。

a. マイクロソフト社は、遵守状況を確認するため、独立監査人に秘密保持義務を負わせた上で監査を依頼する。

b. かかる確認は、15 日以上前に事前通知し、契約者の通常の業務時間内に、契約者の業務を不当に妨害することのない方法によって実施する。

c. 契約者は、かかる独立監査人に対し、確認の促進のために合理的に要求される情報（MS 製品使用サービスを実行しているシステムへのアクセス、契約者が第三者にホスト、再許諾又は頒布する MS 製品使用サービスのライセンスの証拠を含む。）を速やかに提供する。

d. 上記確認に代えて、マイクロソフト社は、MS 製品使用サービスについて、マイクロソフト社の内部監査用質問票に回答するよう契約者に要求することもできるが、この要求によって上記確認を行うことが妨げられるものではない。

e. マイクロソフト社が上記確認を実施した際に重大な不正使用（MS 製品あたり 5 パーセント以上のライセンス不足をいい、以下同様とする。）が認められなかった場合、マイクロソフト社は契約者に対して 1 年間は確認を実施しない。

f. マイクロソフト社及び独立監査人は、上記確認で得た情報を、マイクロソフト社の権利行使及び契約者が MS 製品のライセンス条件を遵守しているか否かの判定のみに

使用する。

g. 上記の権利及び確認手段を発動したとしても、マイクロソフト社は、自らの知的財産権を、法令で認められたあらゆる手段によって保護する権利を放棄するものでもない。

③本号の確認又は契約者の内部監査によりライセンスを受けていないMS製品使用サービスの不正使用が確認された場合、契約者は実際に使用するMS製品使用サービスに対応する数のライセンスを直ちに発注しなければならない。また、重大な不正使用（MS製品使用サービスあたり5%以上のライセンス不足をいい、以下同じ）が認められた場合、契約者は、確認に要したマイクロソフト社の費用を補償し、さらに30日以内に必要な追加ライセンスを単品のパッケージライセンスの形態で取得しなければならない。

(8) SPLAの終了により、本特約に基づくMS製品使用サービスの使用権はすべて自動的に失効する。

3. その他の遵守事項

(1) 本特約のいかなる項目も、本特約又はSPURで明示的に認められていない方法でMS製品使用サービスを改変又は使用する権利を契約者、契約者が使用するエンドユーザーに付与するものと解釈することはできない。

(2) 契約者は、契約者、契約者が使用するエンドユーザーによるMS製品使用サービスのインストール、使用、複製、アクセス又は頒布について、マイクロソフト社及び富士通に対する一切の責任を負う。

(3) SPLAが終了した場合、契約者は、富士通の選択に従い、受領したMS製品使用サービス（その構成部分を含む）と、MS製品使用サービスに付属する文書（以下「ソフトウェア付属文書」という）の複製を全て富士通に返還するか、又はMS製品使用サービスの複製、その構成部分及びソフトウェア付属文書を削除し廃棄したことをマイクロソフト社に対して証明するかのいずれかを行う。契約者は、契約者が使用するエンドユーザーに対しても、同様の行為を行わせる。

(4) SPLAが終了した場合、契約者は、次のことを行う

①エンドユーザーのデバイスからMS製品使用サービスの複製を全て削除し、又はMS製品使用サービスを永久的に使用不能とすること。

②エンドユーザーが受領したMS製品使用サービスの複製を全て返却又は廃棄させること。

(5) 契約者は、マイクロソフト社が本特約に関する第三者受益者であることを確認する。

以 上

附則（2022 年 10 月 3 日）

本条項は、2022 年 10 月 3 日から適用されます。